

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所においては縦覧に供する。

令和7年8月13日

湯沢市長 佐藤 一夫

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)	経営管理権の 存続期間	備考
別紙のとおり						

2 縦覧場所 湯沢市産業振興部農林課、湯沢市ホームページ
(ホームページリンク

<https://www.city-yuzawa.jp/soshiki/44/6069.html>)

3 本公告により湯沢市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

(別紙)

1 経営管理実施権設定森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間
集(雄勝R7-1)	湯沢市秋ノ宮字真木沢27-2	79/65, 66	山林	0.48	2035.8.31
集(雄勝R7-2)	湯沢市秋ノ宮字上真木32	78/38一部	山林	0.14	2035.8.31
集(雄勝R7-3)	湯沢市秋ノ宮字上真木25	—	山林	0.06	2035.8.31
	湯沢市秋ノ宮字上真木25-1	78/40一部	山林	0.08	2035.8.31
集(雄勝R7-4)	湯沢市秋ノ宮字矢倉屋敷16	78/80	山林	0.29	2035.8.31
	湯沢市秋ノ宮字矢倉屋敷73	78/116～124	山林	3.30	2035.8.31
	湯沢市秋ノ宮字山岸127	—	山林	0.17	2035.8.31
集(雄勝R7-5)	湯沢市秋ノ宮字城ノ内48	—	山林	0.11	2035.8.31
	湯沢市秋ノ宮字城ノ内124	—	山林	0.32	2035.8.31
集(雄勝R7-6)	湯沢市秋ノ宮字清水山6-22	—	山林	0.41	2035.8.31
集(雄勝R7-7)	湯沢市秋ノ宮字清水山6-23	—	山林	0.57	2035.8.31
集(雄勝R7-8)	湯沢市秋ノ宮字矢倉屋敷8	76/36一部	山林	0.47	2035.8.31
	湯沢市秋ノ宮字矢倉屋敷11	76/37一部	原野		2035.8.31
	湯沢市秋ノ宮字矢倉屋敷12	76/38	山林		2035.8.31
	湯沢市秋ノ宮字矢倉屋敷28-2	76/36・37一部	原野		2035.8.31
集(雄勝R7-9)	湯沢市秋ノ宮字畑ノ沢19-6	70/23	原野	0.34	2035.8.31
集(雄勝R7-10)	湯沢市秋ノ宮字矢倉屋敷60	78/135	山林	0.13	2035.8.31
	湯沢市秋ノ宮字矢倉屋敷62	76/1	山林	0.38	2035.8.31
	湯沢市秋ノ宮字山岸128	—	山林	0.12	2035.8.31
集(雄勝R7-11)	湯沢市秋ノ宮字役内中山1-25	—	原野	0.19	2035.8.31
	湯沢市秋ノ宮字役内中山17-16	69/55一部	原野	0.32	2035.8.31
集(雄勝R7-12)	湯沢市秋ノ宮字真木沢11-1	79/29	山林	0.89	2035.8.31
集(雄勝R7-13)	湯沢市秋ノ宮字清水山6-24	—	山林	0.58	2035.8.31
集(雄勝R7-14)	湯沢市秋ノ宮字清水山6-26	—	山林	0.50	2035.8.31
集(雄勝R7-15)	湯沢市秋ノ宮字肘懸6	74/100～102	山林	0.53	2035.8.31
集(雄勝R7-16)	湯沢市秋ノ宮字肘懸6	74/100～102	山林	0.53	2035.8.31